

様式第1

特定工場新設(変更)届出書(一般用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長殿

代理人が届け出る場合は、代理者からの届出について一切の権限を委任する旨の委任状を添付し、本人及びあて先、氏名又は代理人の名称・住所・代表者氏名を記載すること

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地
届出者 氏名又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 取締役社長 〇〇 〇〇

押印すること

(担当者) 〇〇課 電話〇〇...〇〇
〇〇担当 氏名 〇〇 〇〇

担当者は、実質的な担当者の所属課名、氏名、電話番号を記載すること

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

今回の届出に該当する法律条項以外は線で消すこと

工場で製造加工を行う製品名及び日本標準産業分類の4ケタ番号を記載すること。製品の変更の場合は、変更前、変更後に区分し、それぞれ記載すること。

Table with 9 rows and 6 columns. Row 1: 特定工場の設置の場所 (愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地 (△△工場)). Row 2: 特定工場における製品 (加工修理業に属するもの...), 変更前 (自動車部分品・附属品製造業 燃料コック (細分類3113)), 変更後 (自動車部分品・附属品製造業 燃料コック (細分類3113), 航空機・同附属品製造業 胴体部分 (細分類3149)). Row 3: 特定工場の敷地面積 (変更前 25,000㎡, 変更後 29,000㎡). Row 4: 特定工場の建築面積 (変更前 6,800㎡, 変更後 8,800㎡). Row 5: 特定工場における生産施設の面積 (別紙1のとおり). Row 6: 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 (別紙2のとおり). Row 7: 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 (別紙3のとおり). Row 8: 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 (別紙4のとおり). Row 9: 特定工場新設(変更)のための工事の開始の予定日 (造成工事等 平成18年3月20日, 施設の設置工事 平成18年3月20日). ※ 整理番号, ※ 受理年月日, ※ 備考.

・変更のある事項は該当する欄を変更前と変更後に区分して記載すること
・小数点以下は切り捨てること

敷地に変更がある場合は必ず記入すること

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。
2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載すること。
4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

委任状の記載例

<p>委 任 状</p> <p>私は愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地における〇〇株式会社△△工場工場長〇〇〇〇を代理人と定め、下記の事項を委任します。</p> <p>記</p> <p>1 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律に基づく届出についての一切の権限</p> <p>2 工場立地法に基づく届出についての一切の権限</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 取締役社長 〇〇〇〇 印</p>

(注) 前回届出時から委任の内容に変更がなく、委任行為が継続している場合は、
原本の写しでもよい。

[記載例]

代理人による届出の場合の様式第 1 又は様式 B の届出者欄の記載例

東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇機械工業株式会社

取締役社長 〇〇〇〇

代理人

愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇機械工業株式会社

△△工場長 〇〇〇〇 印

様式 B

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長殿

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地
届出者 氏名又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 取締役社長 〇〇 〇〇 (印)

(担当者) 〇〇課 電話〇〇…〇〇

〇〇担当 氏名 〇〇 〇〇

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方申請します。

Table with 9 rows and multiple columns. Row 1: 特定工場の設置の場所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地 (△△工場). Row 2: 特定工場における製品(加工修理業)に属するもの... 変更前/変更後. Row 3: 特定工場の敷地面積. Row 4: 特定工場の建築面積. Row 5: 特定工場における生産施設の面積. Row 6: 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置. Row 7: 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置. Row 8: 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用. Row 9: 特定工場新設(変更)のための工事の開始の予定日. Includes a '備考' section for review results.

実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること

委任状の記載例

<p>委 任 状</p> <p>私は愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地における〇〇株式会社△△工場工場長〇〇〇〇を代理人と定め、下記の事項を委任します。</p> <p>記</p> <p>1 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律に基づく届出についての一切の権限</p> <p>2 工場立地法に基づく届出についての一切の権限</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 取締役社長 〇〇〇〇 印</p>

(注) 前回届出時から委任の内容に変更がなく、委任行為が継続している場合は、
原本の写しでもよい。

[記載例]

代理人による届出の場合の様式第 1 又は様式 B の届出者欄の記載例

東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇機械工業株式会社

取締役社長 〇〇〇〇

代理人

愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇機械工業株式会社

△△工場長 〇〇〇〇 印

特定工場における生産施設の面積

※小数点以下は切り捨てること

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第1製造工場	セー1	1,000	1,500	+500
(機械プレス工場)	(セー1-1)	(600)	(900)	(+300)
(")	(セー1-2)	(400)	(600)	(+200)
第2製造工場	セー2	1,000	500	△500
第3製造工場	セー3	1,000	1,500	△500 +1,000
組立工場	セー4	1,000	変更なし	
ボイラー室	セー5	100	〃	
航空機部品工場	セー6	なし	1,500	+1,500
<p>1. 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場などの場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取扱う。 2. 生産施設単位に含まれる主要施設はセー1-1、セー1-2といった枝番号を付し、その面積を()内に記載すること</p>				
生産施設の面積の合計		4,100	6,100	△1,000 +3,000

セー1-1とセー1-2とは別棟の建屋であるが、仕分け上1単位の製造工場又は製造工程とみる場合

今回の届出で変更がない場合は記載を省略して差し支えない

セー4、セー5の記載を省略した場合も合計欄には含める

既存の生産施設に新たな生産施設を500㎡増設する場合

1,000㎡の既存の生産施設を500㎡廃棄する場合

1,000㎡の生産施設を500㎡スクラップするとともに同一単位の生産施設を1,000㎡ビルドする場合

新たな生産施設を1,500㎡増設する場合

増減は、それぞれ延面積で表すこと

(注) 法第8条第1項(変更)の届出で、今回、生産施設面積の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

※ 2以上の業種に属する特定工場は次の「特定工場の業種別生産施設面積一覧表」を添付すること。

特定工場の業種別生産施設面積一覧表

生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積 (㎡) (今回の変更面積)	製造製品名	業種の分類 (分類番号)	敷地面積に対する 生産施設の割合	既存の生産施設用 敷地計算係数
第1 製造工場	セ - 1	1, 500 (+500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
第2 製造工場	セ - 2	500 (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
第3 製造工場	セ - 3	1, 500 (+1, 000) (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
組立工場	セ - 4	1, 000	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
ボイラー室	セ - 5	100	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
航空機部品工場	セ - 6	1, 500 (+1, 500)	航空機胴体部品	その他の航空機部分品・補助装 置製造業 (3149)	65%	-

- (注) 1 共用施設（各業種で共用する生産施設たる用役施設（ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等））の生産施設面積は、それを使用して
いる業種のうち準則値（敷地の面積に対する生産施設の割合）の厳しい方の生産施設に含めることとする。
- 2 今回の変更届出で、変更のない生産施設については記載を省略して差し支えない。
- 3 一の業種に属する特定工場については、この様式の提出は要しない

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

※小数点以下は切り捨てること

緑地の種類と設置場所を記載すること

緑地（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
樹林地	北側周辺部	リー1	1,400	2,800	+1,400
高低木混植地	西側周辺部	リー2	300	400	+100
低木地	正面の周り	リー3	100	100	+100、△100
樹木・芝混植地	駐車場周辺部	リー4	450	変更なし	
花壇	研究所前	リー5	50	100	+50
緑地面積（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計			2,300	3,850	+1,650、△100
様式第1備考2で区別することとされた緑地の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
芝生地	研究所屋上	リー6	なし	550	+550
様式第1備考2で区別することとされた緑地の面積の合計			なし	550	+550
緑地面積の合計			2,300	4,400	+2,200、△100
緑地以外の環境施設の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
テニスコート	カー1	1,000	変更なし		
広場	カー2	なし	500	+500	
			※さく、置石、へいなどで区分された面積を測定すること		
緑地以外の環境施設の面積の合計			1,000	1,500	+500
環境施設の面積の合計			3,300	5,900	+2,700、△100

緑地の位置を変更する場合

今回の届出で変更がない場合、記載を省略して差し支えない

増減はそれぞれ延面積で表すこと

2. 環境施設の配置

		変更前	変更後	増減
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号		リー1～リー4、カー1	左欄と同じものにリー6、カー2を追加	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計		3,250	5,800	+2,650、△100
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	<p>当工場の北側に小学校があるため、その方向に樹木を中心に配置し、その他緑地についても工場周辺部に配置するようにした。</p> <p>また、テニスコートについては、病院と隣接した工場西側に配置してある。</p>			

特に、当該工場周辺にある住宅、学校、病院などの施設の設置状況との関係を簡単に記載すること

(注) 法第8条第1項（変更）の届出で、今回、環境施設面積及び配置の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称				
工業団地の所在地				
工業団地の面積		m ²		
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計		m ²		
工業団地共通施設の面積の合計		m ²		
うち緑地（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m ²		
うち様式第1備考2で区別することとされた緑地	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設	面積	m ²	種類	
その他の施設	面積	m ²	種類	
その他の施設	面積	m ²	種類	
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明				

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

別紙4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の面積			
隣接緑地等の所在地			
隣接緑地等の面積の合計		m ²	
うち緑地（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m ²	/
うち様式第1備考2で区別することとされた緑地	面積	m ²	
うち緑地以外の環境施設面積	面積	m ²	種類
事業者の負担する総額	設置費用	円	
	維持管理費用	円	
うち届出者の負担費用	設置費用	円	
	維持管理費用	円	
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明			

備考1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式例第 1

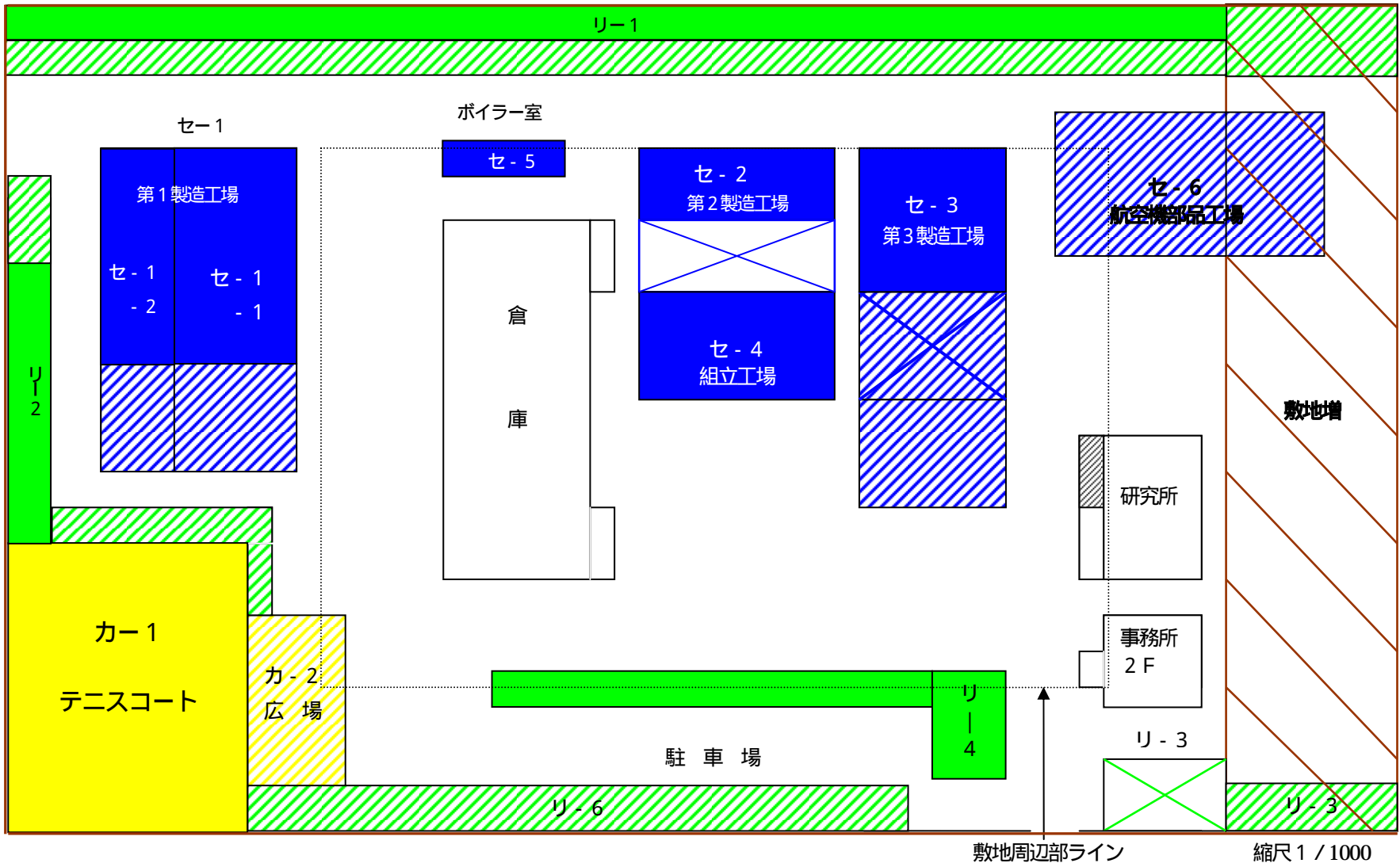
変更に係る生産施設又は生産施設
が稼動を開始する予定日を記載すること

事業概要説明書

1	生産開始の日						平成18年7月10日		
2	主要製品別生産能力及び生産数量								
	製品名		生産能力			生産数量			
	燃料コック		1,000,000個/月 (+300,000個/月)			950,000個/月 (+270,000個/月)			
	航空機胴体部品		20,000個/月 (+20,000個/月)			+15,000個/月 (+15,000個/月)			
		水源別工業用水使用量						計400(+100) (単位:トン/日)	
3	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水		
		400(+200)		0(100)					
		電力使用量						計7,000(+2,000) (単位:KWH/日)	
4	買電による電力使用量				自家発電による電力使用量				
	7,000(+2,000)								
		従業員数						計350 (単位:人)	
5	職員	男	10	工員	男	100	計	男	110
		女	40		女	200		女	240

(注) 法第8条第1項(変更)の届出で、前回届出時から内容に変更がない場合は、この様式は要しない。

様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



凡例

施設の名称	色彩	増設	廃止	既存
生産施設	青			
緑地	緑			
緑地以外の環境施設	黄			
敷地境界線 (線で囲む)	茶			

図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載する。図面の縮尺は、原則として敷地面積が1ha未満の工場等にあつては500分の1ないし1000分の1、1ha以上5ha未満の工場等にあつては1000分の1ないし2000分の1、5ha以上の工場等にあつては2000分の1程度とする。

変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように、斜線などで明示する。

各建築物の建築面積一覧表を添付する。(若しくは図面の余白に記載する。)

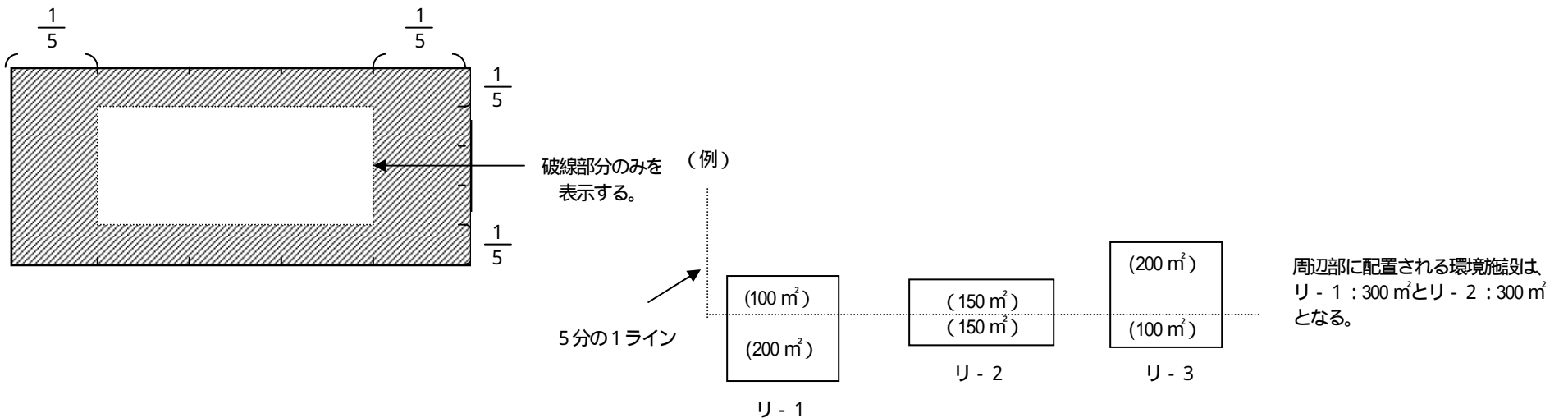
環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付する。

敷地の周辺部(敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1の距離だけ内側に入った点を結んだ線との間に形成される部分)を破線で表示する。

一つの環境施設が敷地周辺部とそれ以外の部分にまたがる場合は、5分の1ラインの内外に概ね区分し、50%以上周辺部にあるときは、その環境施設は周辺部に配置されたものとして取り扱う。

凡例

敷地周辺部(部分)



特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	変更前	25,000㎡	うち自己所有地	変更前	25,000㎡	自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含む。
	変更後	29,000㎡		変更後	27,000㎡	
都市計画法上の区域区分 右記の該当項目を で囲んで下さい。	工業専用地域 住居系地域 未線引都市計画区域		工業地域 商業系地域 都市計画区域外	準工業地域 市街化調整区域 都市計画なし		該当する都市計画法上の用途区域に を付すこと
特定工場用地利用状況説明図 略（当該説明図として都市計画図の併用も可）	<div style="text-align: center;">  </div>					工場用地が農地の場合には、その転用許可の有無、予定を記載すること。 なお、県条例等で開発行為の許可又は届出等が必要な場合は、その予定時期などについて記載すること。
当該工場の周辺 2 km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林・農用地、学校・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示すること	特定工場の用に供する土地の説明 1. 土地の取得経緯 昭和30年6月 から取得 田 10,000㎡ 畑 3,000㎡ 山林 12,000㎡ 昭和30年10月 農地転用許可 年月 から 2,000㎡ 取得予定 年月 から 2,000㎡ 借地予定 年月 農地転用許可予定 2. 土地周辺の状況 東側 住宅地 西側 病院 南側 他社工場 北側 農地、学校 3. 周辺地域との関係 略 4. 当該届出による変更後の (1) 建ぺい率 27.6% (2) 生産施設面積率 21.0% (3) 緑地面積率 15.2% (4) 緑地以外の環境施設面積率 5.2% 5. 将来計画 将来的には、航空産業の工場として整備する。 6. 変更の目的 第1工場等の増強を図るとともに、新たに航空機胴体部品の生産を開始する。					
縮尺 1 /						今回の届出で変更がない場合は、記載を省略して差し支えない。
						土地利用の現況と工場周辺との関係を記載すること。 特に周辺地域の住民に対する関係を記載すること。 例 日曜、祭日には、野球場、テニスコートを周辺地域の住民に開放し、地域社会との融和に努めている。
						新設の届出にあっては、「変更」を「新設」に読み替える。

(注) 法第 8 条第 1 項 (変更) の届出で、前回の届出時から都市計画法に基づく用途指定の変更等の大幅な変更がない場合は、特定工場用地利用状況説明図及び特定工場の位置を示す図面の添付を省略して差し支えない。

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

工 事 の 日 程		年月									
		20年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
造成(埋立)工事											
敷地増		3/20	4/30								
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第1製造工場	セ-1	3/20			6/30	7/10 生産開始					
第2製造工場	セ-2		4/1	5/31	一部撤去						
第3製造工場	セ-3		4/1	5/1			8/30	9/5 生産開始			
航空機部品工場	セ-6		一部撤去		6/1			9/30	10/10 生産開始		
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
樹林地	リ-1	3/20			6/30						
高低木混植地	リ-2		4/1 4/30								
低木地	リ-3	3/20	3/31 撤去	5/1 5/31 移設							
花壇	リ-5	3/20	4/10								
芝生地	リ-6	3/20			6/9						
広場	カ-2		4/1 4/30								
その他の主要施設の設置工事											
事務所				5/1		7/31					
倉庫					6/1					11/30	

生産施設の生産開始の日までに完了できるようにすること

特定工場における建築面積一覧表

番号	建築物の名称	施設番号	建築面積 (㎡)		建築延面積 (㎡)		備 考
			変更前	変更後	変更前	変更後	
	事 務 所		300	変更なし	500	変更なし	
	第 1 製造工場	セ - 1	1,000	1,500	1,500	2,000	
	第 2 製造工場	セ - 2	1,000	500	1,000	500	
	第 3 製造工場	セ - 3	1,000	1,500	1,000	2,500	
	組 立 工 場	セ - 4	1,000	変更なし	1,000	変更なし	
	ボ イ ラ ー 室	セ - 5	100	変更なし	100	変更なし	今回の届出で変更がない場合、記載を省略して差し支えない。
	研 究 所		900	変更なし	900	変更なし	
	倉 庫		1,500	変更なし	3,000	変更なし	
	航空機部品工場	セ - 6	0	1,500	0	1,500	
合 計			6,800	8,800	9,000	12,000	

変更がなく、記載を省略した場合も、合計欄には含めること

(注) 法第8条第1項(変更)の届出で、今回建築面積の変更がない場合はこの様式は不要

1 特定工場新設届出書の概要

工場名	株式会社 工場				業種	生産施設面積		緑地面積		環境施設面積	
	(P1)	(P2)	(P3)	(P4)		当該変更面積	変更後面積	追加G0	次回G0	追加E0	次回E0
細分類番号	(P1) 3113	(P2)	(P3)	(P4)	前回届出内容 (変更前の内容)						
P0	4,100										
	0.65				今回届出内容						
	-										
項目	面積 (㎡)		面積率 (%)								
敷地面積	25,000										
生産施設面積	4,100		16.4		65%以下	面積率は小数点第2位以下を切り上げ					
緑地面積	5,800		23.2		20%以上	同上 切り捨て					
うち、様式第1備考2で区別することとされた緑地	1,000		17.3 (緑地面積に対する面積率)		25%以下	同上 切り上げ					
環境施設面積	8,800		35.2		25%以上	同上 切り捨て					
敷地周辺部の環境施設	7,800		31.2		15%以上	同上 切り捨て					

2 特定工場変更届出書の概要(2回目の届出の場合)

工場名	株式会社 工場				業種	生産施設面積		緑地面積		環境施設面積	
	(P1)	(P2)	(P3)	(P4)		当該変更面積	変更後面積	追加G0	次回G0	追加E0	次回E0
細分類番号	(P1) 3113	(P2) 3149	(P3)	(P4)	前回届出内容 (変更前の内容)	P1	-	4,100	2,300		2,800
P0	3,600	-				P2	-	-			
	0.65	0.65			今回届出内容	P1	1,000 +1,500	4,600	1,627	3,827	1,975
	1.2	-				P2	+1,500	1,500			
						P3	-	-			
						P4	-	-			
項目	変更前(㎡)	変更後(㎡)	増減(㎡)	既存工場(昭和49年6月28日に設置されている工場等又は新設工事中の工場等)の場合のみ記載してください。							
敷地面積	25,000	29,000	+4,000								
生産施設面積 (面積率)	4,100 (16.4%)	6,100 (21.1%)	+3,000 1,000 増設最大 可能面積 16,350	計算式	左辺..... +3,000 $P \left(S - \frac{P_0}{S} \right) - P_1$ $= \frac{P_i}{S} - \frac{P_{0i}}{S}$ $= 3,000 - \frac{3,600}{0.65 \times 1.2} = 16,350$ 左辺 < 右辺 準則に適合する。						
緑地面積 (面積率)	2,300 (9.2%)	4,400 (15.1%)	+2,200 100 計2,100 必要面積 573	計算式	左辺.....2,200 $G \frac{P}{S} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$ $= \frac{3,000}{0.65} \times \left(0.2 - \frac{2,300 - 100}{29,000} \right) = 572.94 \quad 573$ 左辺 > 右辺 準則に適合する。 追加G0 = 2,200 - 573 = 1,627 次回G0 = (2,300 - 100) + 1,627 = 3,827						
うち、様式第1備考2で区別することとされた緑地 (緑地面積に対する面積率)	-	500 (11.4%)	+500 算入最大 可能面積 1,100	計算式	$G \frac{P_i}{S} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$						
環境施設面積 (面積率)	3,300 (13.2%)	5,900 (20.3%)	+2,700 100 計2,600 必要面積 725	計算式	左辺.....2,700 $E \frac{P}{S} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$ $= \frac{3,000}{0.65} \times \left(0.25 - \frac{2,800 - 100}{29,000} \right) = 724.13 \quad 725$ 左辺 > 右辺 準則に適合する。 追加E0 = 2,700 - 725 = 1,975 次回E0 = (2,800 - 100) + 1,975 = 4,675						
敷地周辺部の環境施設 (面積率)	3,250 (13.0%)	5,800 (20.0%)	+2,650 100								

(注)上記計算式は昭和49年6月28日に設置されている工場等又は新設工事中の工場等についてのみ適用されます。